



島根県報

令和2年5月12日(火)
第105号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告 示】

生活保護法の規定による指定施術機関の施術所の名称及び所在地変更の届出	(地域福祉課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者への指定	(高齢者福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	(障がい福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	(〃)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の所在地の変更	(〃)	3
換地計画書の縦覧	(農村整備課)	3
保安林予定森林(2件)	(森林整備課)	4

【公 告】

島根県自動車管理業務に係る提案競技の実施	(総務事務センター)	5
令和3年度島根県立農林大学校の学生募集	(農業経営課)	9

【特定調達公告】

高度警察情報通信基盤システム導入に係る改修業務委託及び付帯する賃貸借契約 に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	16
--	--------	----

【教委告示】

島根県指定史跡の指定の一部解除	(文化財課)	19
-----------------	--------	----

告示**島根県告示第323号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の施術所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸山達也

施術者の氏名	実施する事業	施術所の名称		施術所の所在地		指定年月日
		変更前	変更後	変更前	変更後	
來海 恵介	柔道整復	ほねつぎ 雜賀 はりきゅう接骨院	はりきゅう接骨院 姿勢堂 出雲院	松江市雑賀町 735-2	出雲市小山町 633-1	令和2年4月1日

島根県告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 伊藤医院	訪問リハビリテーション	医療法人 伊藤医院	出雲市神西沖町2076	令和2年5月1日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸山達也

指定自立支援医療機関	自立支援医療の種類	更新年月日
名称	所在地	
小林薬局藤ヶ瀬店	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年5月1日
まめな薬局	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年5月1日
株式会社服部薬局出雲支店	育成医療 更生医療	令和2年5月1日

特定非営利活動法人訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町911-5	精神通院医療 育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年5月1日
訪問看護ステーションあゆみ	松江市上乃木2-27-21	精神通院医療	令和2年5月1日

島根県告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸山達也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
きたほんまちクリニック	出雲市今市町北本町5-3-6	精神通院医療	令和2年5月1日
ウェルネス薬局北本町店	出雲市今市町北本町5-2-7	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年5月1日
あいむ薬局上乃木店	松江市上乃木7-6-4	精神通院医療	令和2年5月1日
クレド訪問看護リハビリステーション	出雲市今市町北本町1-1-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年5月1日

島根県告示第327号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸山達也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	変更年月日
名称	所在地		
	変更前	変更後	
特定非営利活動法人訪問看護ステーションほほえみ	出雲市西平田町2791-1	出雲市平田町911-5	育成医療 更生医療 精神通院医療

島根県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南北地区（引野工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第329号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町八幡原字空井儀296-内1、296-2、296-3、297-内1、308-内1、308-2、字家ノ空308-続
1、字福屋上308-続2、字ゴワン1107から1109まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第330号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町八幡原字大門145-1から145-3まで、145-5、145-6、字ゴワン1113、1115、字中屋敷家ノ上ミ
1114

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

島根県自動車管理業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸山達也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県自動車管理業務

(2) 仕様

別に定める「島根県自動車管理業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 契約期間

契約日から令和5年9月30日まで

イ 管理業務期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

413,936,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合を含む。）に該当しない者であること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に与させている者でないこと。

エ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 平成29年4月1日から提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までの間に、同様の自動車管理業務を受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (サ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまで該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書、提案書作成要領及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

令和2年5月12日（火）から同年6月9日（火）まで（閉庁日を除く。）の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付ける。

(2) 送付先

FAX 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

(3) 質問提出期限

令和2年5月26日（火）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和2年6月1日（月）に、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

ケ 役員等名簿 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和2年6月9日（火）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和2年6月16日（火）付けで、郵送にて通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 10部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和2年6月23日（火）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県自動車管理業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格確認審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者の提案書について、審査委員会による書面審査を行う。必要に応じて第2次審査の前に提案内容を確認するための質問書を送るので、期限までに回答すること。なお提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査事前質問書の通知

郵送で通知することとし、令和2年6月末頃までに発送する。

(5) 第2次審査の実施

令和2年7月上旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査会の審査結果により選定された令和2年度島根県自動車管理業務の契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、提案競技を取りやめ、又は延期することがある。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

【郵送の場合】

郵便番号690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5336

FAX 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

【持参の場合】

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5336

FAX 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural Government Vehicle Management Services
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. June 23, 2020
- (3) For further details contact : Goods Procurement Group, General Affairs Administration Center, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5336

令和3年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号。以下「学則」という。）第8条第4項の規定により公告する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸山達也

1 構成の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 出身校長推薦入学検定

(1) 募集人員

学則に定める入学定員のうち8割程度を上限とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和3年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは同月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興及び農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入り、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身校長が作成した調査書で巻封したもの

(エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身校長が作成したもの）

(オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

(カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

令和2年9月30日（水）から同年10月14日（水）17時までとし、郵送の場合は、同日までの消印があるものを有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校農業教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

令和2年10月28日（水）9時30分から16時まで

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ウ) 検定

農業科及び林業科：筆記試験（一般教養、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

令和2年11月18日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として3の(2)のアに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を3の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

3 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興及び農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和3年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは同月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で巻封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあっては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあっては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(エ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

(オ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

(ア) 前期試験 令和3年1月8日（金）から同月28日（木）17時まで

(イ) 後期試験 令和3年2月26日（金）から同年3月10日（水）17時まで

後期試験は、試験実施科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものを有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校農業教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

前期試験 令和3年2月16日（火）9時30分から16時まで

後期試験 令和3年3月22日（月）9時30分から16時まで

後期試験の実施は、出身学校長推薦入学検定、自己推薦入学検定及び一般入学検定前期試験の結果により決定する。

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(イ) 検定

農業科及び林業科：筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(ロ) 後期試験実施科の発表

a 日時

令和3年2月24日（水）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(ア) 日時

前期試験 令和3年2月24日（水）10時

後期試験 令和3年3月25日（木）10時

(イ) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者は文書で通知する。

4 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科及び短期農業経営者養成科にあっては次の(ア)及び(イ)の要件を、林業科にあっては次の(イ)及び(ウ)の要件を満たす者とする。

(ア) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

雲南市農業再生協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

斐川町地域農業再生協議会

大田市農業再生協議会

川本町地域農業再生協議会

美郷町農業再生協議会

邑南町農業再生協議会

浜田市農業再生協議会

江津市農業再生協議会

益田市農業再生協議会

津和野町農業再生協議会

吉賀町農業再生協議会

島前地域農業再生協議会

隠岐の島町地域農業再生協議会

(イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）又は流域林業活性化センターが推薦する者

- (イ) 次のaからcまでのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの
- a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和3年3月に修了見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは同月に修了見込みの者
 - b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - c その他知事がa又はbに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (ア) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。
なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
 - b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
 - c アの(イ)のaに定める者にあっては、文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの
アの(イ)のaに定める者以外の者にあっては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
なお、アの(イ)のaに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあっては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。
 - d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業体若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）
 - e 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）
 - f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(イ) 出願期間

令和2年9月30日（水）から令和3年3月10日（水）17時までとし、郵送の場合は、同日までの消印があるものを有効とする。

(ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校農業教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(ア) 入学検定

- a 日時
随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校
- c 検定

農業科及び林業科：筆記試験（一般教養、小論文）及び面接試験
短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(イ) 合格者の発表

試験日からおおむね2週間以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又

は林業への就業に強い意欲を有するもの

- (ア) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (イ) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (ウ) その他知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (ア) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。
なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
 - a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
 - b アの(ア)に定める者にあっては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
アの(イ)又は(ウ)に定める者にあっては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
 - c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え方、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は、1,200字以上とする。）
 - d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）
 - e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(イ) 出願期間

令和2年9月30日（水）から同年10月14日（水）17時までとし、郵送の場合は、同日までの消印があるものを有効とする。

(ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校農業教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(ア) 入学検定

- a 日時
令和2年10月28日（水）9時30分から16時まで及び同月29日（木）9時から12時まで
- b 場所
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校
- c 検定
農業科及び林業科：体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験
短期農業経営者養成科：体験実習等による適応性試験、筆記試験（小論文）及び面接試験

(イ) 合格者の発表

令和2年11月18日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として3の(2)のアに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書((1)のアの(ウ)のa又は(2)のアの(ア)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。)、返信用封筒及び入学検定料を3の(2)のイに定める期間に提出すること。この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

5 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

- ア 出身校長推薦入学検定
- イ 一般入学検定
- ウ 自己推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

- ア 出身校長推薦入学検定

(ア) 追試験

- a 日時
令和2年11月11日（水）9時30分から16時まで

- b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

- c 検定

農業科及び林業科：筆記試験（一般教養、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(イ) 合格者の発表

令和2年11月18日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

- イ 一般入学検定

(ア) 追試験

- a 日時
前期試験 令和3年2月22日（月）9時30分から16時まで

- b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

- c 検定

農業科及び林業科：筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(イ) 合格者の発表

- a 日時

前期試験 令和3年2月24日（水）10時

- b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

- ウ 自己推薦入学検定

(ア) 追試験

- a 日時

令和2年11月11日（水）及び同月12日（木）（時間については、本試験実施後通知する。）

- b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

- c 検定

農業科及び林業科：体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：体験実習等による適応性試験、筆記試験（小論文）及び面接試験

(イ) 合格者の発表

令和2年11月18日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

6 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

7 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手140円分を貼り付けたもの）を同封すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年5月12日

島根県警察本部長 堀内 尚

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

高度警察情報通信基盤システム導入に係る改修業務委託及び付帯する賃貸借契約 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和3年2月1日から令和5年3月31日まで

(4) 委託期間

契約の日から令和3年1月29日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。) 又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあっては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあっては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和2年6月22日(月)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4の場所

- (2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年6月29日(月)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

- (1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和2年7月14日(火)午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年7月14日（火）正午までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月15日（水）午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階聴聞室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、改修業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、改修業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of Advanced Police Information and Communication Infrastructure System, 1 set

(2) Time limit for tender : 4 : 00 p.m. July 14, 2020

(Bids by post must be received by noon on July 14, 2020)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,

Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、平成11年島根県教育委員会告示第3号で指定した文化財の一部が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、令和2年文部科学省告示第17号をもって史跡に指定され、当該指定部分について同条例第32条第2項の規定により島根県指定史跡の指定は解除されたので、同告示中、

「

種別	名称	員数	所在地	所有者
史跡	大元古墳群	一所	益田市遠田町3629番地	沢江 寛美
			3630番地1	大畠 馨
			3630番地2	大畠 美雄・ 大畠 馨・
			3634番地3	大畠 玲子 大島 直子・ 大島 敏・
			3649番地	大島美智子・ 大島 峻・ 河野由美子 高橋 好市
			3650番地1	沢江 實夫
			3650番地7	大谷 竹史・ 大谷キヨ子
			3650番地13	城市 政知

」

を

「

種別	名称	員数	所在地	所有者
史跡	大元古墳群	一所	益田市遠田町3630番地1	大畠 馨

」

に改める。

令和2年5月12日

島根県教育委員会教育長 新田英夫